川事務所　東京都立川市曙町２丁目13番３号　横浜事務所　神奈川県横浜市西区高島２丁目19番12号　川崎事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町10番地５　名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄４丁目１番８号　大阪事務所　大阪府大阪市中央区北浜４丁目１番21号　福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号　神戸三ノ宮事務所　兵庫県神戸市中央区三宮町１丁目１番１号　ＢＶエクスプレス大阪　大阪府大阪市中央区北浜３丁目２番23号　大阪堺事務所　大阪府堺市堺区新町４番７号　ＢＶエクスプレス姫路　兵庫県姫路市栗山町151番地２　札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区南一条西10丁目４番　代表取締役　佐々木泰介

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年８月３日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　指定確認検査機関であるビュー・ロー・ベリタスジャパン株式会社が行った工作物３基の確認検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条第１項第３号イの規定に基づく「遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成12年５月31日建設省告示第1426号）」第１第３号の規定に適合しないことを見過ごし、建築基準法に適合しない工作物に対し、確認済証又は検査済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年７月 17 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　監督命令をした年月日　平成26年７月４日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　大阪支店　大阪府大阪市西区北堀江２丁目２番25号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区京町75番地１　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町20　名古屋支店　愛知県名古屋市中区栄２丁目３番31号　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通１丁目27番１号　三重事務所　三重県津市栄町３丁目141番１号　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南１丁目２番11号　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井２丁目１番18号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目３番23号　松山事務所　愛媛県松山市宮田町108番地　岐阜事務所　岐阜県岐阜市薮田南１丁目２番３号

代表取締役社長　奥村　昌彦

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年８月３日までに提出すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社西日本住宅評価センターが行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法第58条に適合しない（本件建築物の北西角が、都市計画で定められた第一種高度地区における高さの限度（隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに５ｍを加えたもの）を超えている）ことを見過ごし、建築基準法に適合していない建築計画に対し確認済証を交付した。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成26年７月16日をもって満了した。

平成 26 年７月 17 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成25年度海上保安学校学生採用試験（特別）

統　計

平成 26 年５月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	５　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−7,441	−14,401	−8,383
（対前年同月比）	（−11.2）	（17.1）	（−11.1）
貿易収支	−6,759	−7,804	−8,138
（対前年同月比）	（−16.9）	（10.2）	（19.6）
輸出	57,188	59,796	56,089
（対前年同月比）	（2.0）	（6.2）	（9.7）
輸入	63,947	67,600	64,227
（対前年同月比）	（−0.4）	（6.6）	（10.9）
サービス収支	−682	−6,597	−245
（対前年同月比）	（178.5）	（26.5）	（−90.7）
第一次所得収支	14,779	18,331	15,274
（対前年同月比）	（−3.2）	（−13.6）	（10.6）
第二次所得収支	−2,110	−2,056	−1,225
（対前年同月比）	（72.2）	（91.7）	（3.8）
経常収支	5,228	1,874	5,666
（対前年同月比）	（−7.7）	（−76.1）	（76.9）
資本移転等収支	−150	−89	−3,011
直接投資	6,930	7,482	8,606
証券投資	−1,524	−24,614	−44,052
金融派生商品	1,193	−1,575	6,058
その他投資	2,445	2,533	20,072
外貨準備	13	−167	10,150
金融収支	9,056	−16,342	834
誤差脱漏	3,978	−18,128	−1,822

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は純減少を示す。

平成 26 年１～３月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	１　月	２　月	３　月	１～３月
貿易・サービス収支	−27,963	−7,313	−12,108	−47,384
（対前年同月〈期〉比）	（69.9）	（1.6）	（500.5）	（84.6）
貿易収支	−24,046	−5,590	−11,554	−41,190
（対前年同月〈期〉比）	（84.0）	（3.4）	（1,464.6）	（114.4）
輸出	54,929	59,437	65,124	179,490
（対前年同月〈期〉比）	（16.2）	（15.7）	（6.2）	（12.2）
輸入	78,975	65,027	76,678	220,681
（対前年同月〈期〉比）	（30.9）	（14.6）	（23.6）	（23.2）
サービス収支	−3,917	−1,723	−554	−6,194
（対前年同月〈期〉比）	（15.6）	（−3.8）	（−56.7）	（−4.1）
第一次所得収支	13,425	14,605	17,904	45,934
（対前年同月〈期〉比）	（9.1）	（3.7）	（3.6）	（5.2）
第二次所得収支	−1,323	−1,215	−4,198	−6,736
（対前年同月〈期〉比）	（―）	（209.3）	（72.8）	（212.1）